	審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた	当事者又は第三十六条の規定により指名された
第十六条の二第二項	審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた	当事者又は第三十六条の規定により指名された
	審査請求人又は同項の規定により通知を受けた	当事者又は同条の規定により指名された
第十六条の二第三項	特定審査請求手続	特定再審査請求手続
	審査請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた	再審査請求人及び第三十六条の規定により指名された
第十六条の三の見出し	審査請求人等	再審査請求人等
第十六条の三第一項	審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた	当事者又は第三十六条の規定により指名された
	第十四条の三第一項若しくは第二項又は第十五条第一項	第四十六条第一項又は第五十条において準用する第十四条の三第一項若しくは第二項
第十六条の三第四項	審査請求人又は第十三条第一項	再審査請求人又は第四十条
第十七条	審査請求人	当事者
第二十条第一項から第三項まで	審査請求人	再審査請求人
第二十条第四項及び第二十一条	第十三条第一項	第四十条
第二十二条	審査請求人	再審査請求人

第三章中第五十二条の前に次の一条を加える。

第五十一条の二　第三十五条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（引揚者給付金等支給法の一部改正）

第百四十条　引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　審査請求

第十五条の見出しを「（審査請求期間）」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改め、「以内」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　行政不服審査法第十八条第二項の規定は、前項の審査請求については、適用しない。

第十六条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十三条第二項を削る。

（美容師法の一部改正）

第百四十一条　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「（試験の結果についての処分を除く。）」を削り、「若しくは」の下に「その」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

（水道法の一部改正）

第百四十二条　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第七項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第四十八条の三の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「（試験の結果についての処分を除く。）」を削り、「又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（国民健康保険法の一部改正）

第百四十三条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第九十九条中「六十日」を「三月」に改める。

第百条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第百二条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第百四十四条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「六十日」を「二月」に、「みなして、社会保険審査会に対して再審査請求をする」を「みなす」に改め、同条第三項中「前二項の」を削り、同条第五項中「同項又は第二項の」を削り、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章（第二十二条を除く。）及び第四章の規定は、」に改める。

第百一条の二の見出しを「（審査請求と訴訟との関係）」に改め、同条中「規定する処分」の下に「（被保険者の資格に関する処分又は給付に関する処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）に限る。）」を加え、「再審査請求に対する社会保険審査会の裁決」を「審査請求に対する社会保険審査会の決定」に改める。

第百三十八条の表中

第百一条第一項から第三項まで及び第五項並びに第百一条の二	加入員及び会員の資格に関する処分、年金若しくは一時金に関する処分又は第百三十三条及び第百三十七条の二十一において準用する第二十三条並びに第百三十七条の十九第一項の規定による徴収金に関する処分に不服がある者
	前条第一項

を

第百一条第一項から第三項まで及び第五項	加入員及び会員の資格に関する処分、年金若しくは一時金に関する処分、掛金に関する処分又は第百三十三条及び第百三十七条の二十一において準用する第二十三条並びに第百三十七条の十九第一項の規定による徴収金に関する処分に不服がある者
第百一条の二	加入員及び会員の資格に関する処分又は年金若しくは一時金に関する処分に不服がある者
	前条第一項

」

この条において準用する第百一条第一項